

大分県議会議員ハラスメントの防止に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県議会議員のハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ハラスメントとは、セクシャル・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント等をいう。

2 第1項に掲げるセクシャル・ハラスメント、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントは、大分県職員ハラスメント防止要綱（平成11年3月1日制定）第2の規定を準用する。この場合において、「職場」を「議会」、「職員」を「議員」、「の勤務環境を害する」を「に対する問題となる」と読み替える。

(議長の責務)

第3条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとする。

(議員の責務)

第4条 議員は、ハラスメントをしてはならない。

2 議員は、相互の人権を尊重し、ハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。

(相談及び苦情の申出)

第5条 ハラスメントを受けた若しくは目撃した議員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談及び苦情を書面又は口頭により申し出ることができる。

2 ハラスメントを未然に防止する観点から、ハラスメントの発生のおそれがある場合も同様とする。

(相談及び苦情の対応)

第6条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、公正かつ適正に対処するため、関係者に対して事実関係を確認し、確認に基づいて対応するものとする。

(相談及び苦情の体制)

第7条 副議長は議長を補佐する。

2 議会事務局職員（局長・次長・総務課長・総務企画監の職にある者。以下「職員」という。）は、議長に対する相談及び苦情申し出の窓口の役割を果たすとともに、議長及び副議長の指示に従い、事実関係の確認及び確認に基づく対応に関する事務を遂行するものとする。

(秘密の保持)

第8条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーを保護し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

参考 (第2条の読み替え後)

・セクシャル・ハラスメント

他の者を不快にさせる議会（職場）における性的な言動及び議員（職員）が他の議員（職員）を不快にさせる議会（職場）外における性的な言動

・妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメント

議員（職員）の妊娠・出産又は妊娠・出産・育児・介護に関する制度等の利用などについて当該議員に対する問題となる（職員の勤務環境を害する）言動

注) 本文「●● (△△)」: ●●は読み替え後、(△△)は読み替え前